

「市民後見人養成講習」受講者募集要領

(平成30年9月1日作成)

調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市の5市が共同で運営している多摩南部成年後見センター（以下「センター」）において、弁護士等の専門職や親族以外で、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、成年後見業務を担う「市民後見人(社会貢献型後見人)」の候補者を養成するため、センターが実施する養成講習の受講者を募集します。

1 応募資格（次の全てに該当する方）

- ① 調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市のいずれかに在住すること。
- ② 成年後見業務にかかわる活動を行う意思があり、認知症高齢者や障害者等、判断能力の不十分な方の福祉を理解する姿勢があること。
- ③ 適正な成年後見業務を行ううえで、健康上の問題や時間的な制約がなく、成年後見人としての責務を果たすことのできる責任感があること。
- ④ センターが実施する以下の全日程に出席できること。
 - ・基礎講習（平成31年4月中旬～平成31年5月下旬、毎週水曜日及び金曜日の各日午前及び午後）
 - ・実務研修（平成31年6月上旬～平成31年7月下旬、毎週水曜日午後 ※金曜日が入る可能性あり）
 - ・現場実習（平成31年8月～最長で平成32年3月、月1～2回、1回2～3時間程度、日程応相談）
- ⑥ 民法第847条に定める以下の欠格事由に該当しないこと。
 - ・未成年者
 - ・家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - ・破産者
 - ・被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
 - ・行方の知れない者

（注）上記条項は、同法第876条の2及び876条の7により、保佐人及び補助人に準用される。

2 定員

10人程度

3 応募方法

次の2点を郵送により提出してください。

- (1) 経歴書（所定様式）
- (2) 作文「市民後見人に関する私の考え」

- ① 字数 700～800字
- ② 原稿用紙の場合は400字詰め用紙を使用し、ワープロ、パソコンを使用する場合は、書式を20字×20行で設定してください(題名は字数に含みません)。総文字数を記載してください。

4 応募書類提出先

多摩南部成年後見センター

所在地 〒182-0026 調布市小島町3丁目69番地2

第一荒井麗峰ビル2階

電話 042-498-5802

5 応募期間

平成30年12月3日(月)～平成31年1月15日(火)(必着)

※持参(土日祝及び12/29～1/3除く)又は郵送

6 選考方法

書類選考及び面接選考

7 選考日程

(1) 書類選考

平成31年1月下旬予定

(2) 面接選考

平成31年2月13日(水)又は14日(木)予定

8 選考結果

文書により通知します。

9 問い合わせ・応募書類配布

各市担当課

(参考)

「社会貢献型(市民)後見人養成講習」講義内容(予定)

- 1 基礎講習(平成31年4月中旬～5月下旬 水・金 全15回程度)
 - (1)社会貢献型(市民)後見人とは
 - (2)成年後見制度の基本理念と概要
 - (3)被後見人等への支援の基本的な視点
 - (4)支援のための法律知識
 - (5)障害の理解と対象者理解(認知症)
 - (6)障害の理解と対象者理解(精神障害)
 - (7)障害の理解と対象者理解(知的障害)
 - (8)本人を支える福祉サービスと社会資源(生活保護制度)
 - (9)本人を支える福祉サービスと社会資源(介護保険制度)
 - (10)本人を支える福祉サービスと社会資源(後期高齢者医療制度)
 - (11)本人を支える福祉サービスと社会資源(社会資源の活用)
 - (12)消費生活相談の実態とその対応
 - (13)専門職後見人からの実践レポート
 - (14)社会貢献型(市民)後見人からの活動報告
 - (15)色々な場面を通じて成年後見人としての対応を考える

- 2 実務研修(平成31年6月上旬～7月下旬 水又は金 全8回程度
施設見学2回含む)
 - (1)就任前事務
 - ① 就任前の情報収集
 - ② 申立てから審判確定までの流れ
 - ③ 申立書類作成
 - (2)就任時事務
 - ① 登記事項証明書の取得
 - ② 財産の引継ぎと調査
 - ③ 金融機関等への届出
 - ④ 就任時初回報告
 - (3)日常事務
 - ① 身上監護(定期訪問等)
 - ② 財産管理(支払い等)
 - ③ 小口現金と立替金
 - ④ 記録管理

- ⑤ 行政手続き
- ⑥ 関係機関との連携

(4) 定期報告

- ① 後見事務報告（センター報告）
- ② 後見事務報告報酬付与申立（家庭裁判所報告）

(5) 臨時事務

- ① 居住用不動産処分
- ② 被後見人の入院等に伴う手続きと契約
- ③ 被後見人の住所変更に伴う事務

(6) 終了後事務

- ① 死後事務への対処方法
- ② 相続と各種手続き

- 3 現場実習（平成31年8月～最長平成32年3月 月1～2回 2～3時間）
市役所、年金事務所、金融機関等の窓口へ提出する申請書類について学習します。

経 歴 書

(平成 年 月 日現在)

ふりがな 氏 名			
住 所	〒		
連 絡 先			
生年月日	(才)	性 別	
年 ・ 月	主な職歴・ボランティア活動歴等		
現 在			
資 格 等	弁護士 ・ 司法書士 ・ 社会福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 税理士 ・ 行政書士 ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー） ・ 介護福祉士 ・ 訪問介護員（ホームヘルパー） ・ 生活支援員（地域福祉権利擁護事業） ・ 後見人（被後見人との関係（ ）） ・ その他（具体的に ）		

